

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、転職者の就業実態及び意識を受入事業所側、転職者側の両面から把握することによって、円滑な労働移動を促進し、労働力需給のミスマッチの解消を図るための雇用対策に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び調査客体

(1) 範囲

ア 地域 全国

イ 産業 日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく次の16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)]

ウ 事業所及び労働者

上記に掲げる産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する事業所及び当該事業所に雇用される転職者

(2) 調査客体

ア 事業所調査

上記の範囲に属する事業所から、産業別、事業所規模別に無作為に抽出した事業所を調査客体とした。

イ 個人調査

上記アの事業所調査の客体事業所に就業している一般労働者の転職者から、無作為に抽出した労働者を調査客体とした。

3 調査客体数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査 調査客体数 17,218 事業所 有効回答数 9,149 事業所 有効回答率 53.1%

(2) 個人調査 調査客体数 9,890 人 有効回答数 5,530 人 有効回答率 55.9%

4 調査の対象期間及び実施期間

令和2年10月1日現在の状況について、事業所調査は令和2年11月9日から12月7日までの間に、個人調査は令和2年12月3日から令和3年1月27日までの間に実施した。

5 調査事項

(1) 事業所調査

ア 事業所の属性

(ア) 事業所が属する企業規模、事業所の常用労働者数

(イ) 労働者の区分、性、雇用期間の定めの有無別労働者数

(ウ) 性別雇用期間の定めのない一般労働者のうち転職者数、性別雇用期間の定めのある一般労働者のうち1年以上の雇用期間の定めのある労働者数及び転職者数

- イ 転職者の採用に当たって重視した点
- ウ 転職者を採用した理由
- エ 転職者の募集方法
- オ 転職者の処遇（賃金、役職等）決定の要素
- カ 転職者を採用する際に難しいと考えている問題
- キ 転職者の教育訓練
- ク 今後3年間の転職者の採用予定状況及び採用予定の職種
- ケ 転職者の採用に関し行政に望むこと

(2) 個人調査

- ア 個人の属性
 - (ア) 性、年齢
 - (イ) 最終学歴
 - (ウ) 配偶者の有無
 - (エ) 扶養家族の有無
 - (オ) 転職に当たっての転居の有無
 - (カ) 転職回数
- イ 直前の勤め先及び現在の勤め先における仕事の状況
 - (ア) 雇用期間の定めの有無、雇用期間階級
 - (イ) 職種
 - (ウ) 役職
 - (エ) 就業形態
- ウ 直前の勤め先の属性、就業期間
 - (ア) 産業
 - (イ) 企業規模
 - (ウ) 就業期間
- エ 現在の勤め先の賃金、労働時間
 - (ア) 令和2年9月の賃金総額階級
 - (イ) 直前の勤め先と比べた平均的な1か月当たりの賃金総額の変化状況
 - (ウ) 令和2年9月における平均的な1週間の実労働時間数階級
 - (エ) 直前の勤め先と比べた平均的な1週当たりの実労働時間数の変化状況
- オ 離職理由
- カ 転職
 - (ア) 求職活動の手段
 - (イ) 転職するに当たっての準備活動及び教育訓練給付制度の利用状況
 - (ウ) 転職活動期間
 - (エ) 離職した際の雇用保険の基本手当（失業手当）受給の有無
 - (オ) 現在の勤め先を選んだ理由
- キ 現在の勤め先における満足度
- ク 今後の希望等
 - (ア) 行政が行う転職支援への希望
 - (イ) 今後の転職希望

6 調査の方法

(1) 事業所調査

事業所票を厚生労働省が業務を委託した民間事業者から調査客体事業所に郵送し、調査客体事業所が記入した後、厚生労働省に郵送又はオンラインで回答する。

(2) 個人調査

回収した事業所票から厚生労働省が業務を委託した民間事業者が調査客体となる労働者数を算出し、事業所調査の客体事業所に調査客体となる労働者の抽出と個人票の配布を依頼。調査客体労働者が個人票に記入後、厚生労働省に郵送。

7 調査系統

(1) 事業所調査 厚生労働省 - 民間事業者 - 報告者

(2) 個人調査 厚生労働省 - 民間事業者 - 事業所調査対象事業所 - 報告者

8 利用上の注意

(1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和と計の数値とは必ずしも一致しない。

(2) 複数回答（回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの）では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。

(3) 表章記号について

「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

「-」は、該当数値がなく集計結果が0となる場合又は分母が0のため計算できない場合を示す。

「*」はサンプルの少ないものであるので注意を要する。

「…」は、調査をしていないことを示す。

(4) 前回平成27年調査については、次の点に注意を要する。

ア 東日本大震災の影響により、前回平成27年調査では、原子力災害対策特別措置法に基づき帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に設定された市町村を除外した。

イ 結果の概要の表中の「前回（平成27年）総数」の数値は再集計を行ったもので、平成27年調査の公表時点の数値と異なっている場合がある。

再集計については下記を参照。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/40-20_te31.html

9 主な用語の定義・解説

〔事業所調査〕及び〔個人調査〕の用語

(1) 常用労働者

次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1か月以上の期間を定めて雇われている者

(2) 転職者

この調査では、雇用期間の定めが無い又は1年以上の雇用期間を定めて雇用する一般労働者（短

時間労働者は除く)のうち、当該事業所に雇用される前の1年間に他企業に雇用された経験のある者(移籍出向を含む)であって、令和元年10月1日から令和2年9月30日の間に雇用されたものをいう。他企業に雇用された経験が、学生アルバイト及び1か月未満の臨時的な仕事のみである場合は含めない。

(3) 一般労働者

常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者(いわゆるフルタイム労働者)をいう。

(4) 短時間労働者

常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいう。

(5) 職種分類表

職種	職種内容
1 管理的な仕事	課(課相当を含む)以上の組織の管理的仕事に従事する者をいう。 例えば、部長、課長、支店長、工場長など
2 専門的・技術的な仕事	高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事する者及び医療・法律・芸術その他の専門的性質の仕事に従事する者をいう。 例えば、科学研究者、機械・電気技術者、一級建築士、プログラマー、システムエンジニア、医師、薬剤師、看護師、准看護師、栄養士、福祉相談員、保育士、介護支援相談員、公認会計士、税理士、教員、記者、編集者、デザイナー、写真家、速記者など
3 事務的な仕事	一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・会計・調査・企画・運輸・通信・生産関連・営業販売・外勤に関する事務及び事務用機械の操作の仕事に従事する者をいう。 例えば、一般事務員、銀行の窓口事務員、旅行会社カウンター係、案内係、フロント、集金人、メーター検針員、オペレーター、有料道路料金係、出改札係など
4 販売の仕事	商品(サービスを含む)・不動産・証券などの売買、売上の仲立・取次・代理などの仕事、保険外交、商品の売買・製造などに関する取引上の勧誘・交渉・受注の仕事に従事する者をいう。 例えば、一般商店・コンビニエンスストア・スーパー・デパートなどの販売店員、レジ係、商品販売外交員、保険外交員、銀行外交員、スーパー店長、新聞拡張員、不動産仲介人など
5 サービスの仕事	理容・美容・クリーニング・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、居住施設・ビルなどの管理サービス及びその他のサービスの仕事に従事する者をいう。 例えば、理容・美容師、クリーニング工、調理人、ウェ이터、ウェイトレス、接客係、ホームヘルパー、ベビーシッター、駐車場・ビル管理人、寮管理人、ツアーコンダクター、ビデオレンタル店員、広告ビラ配達員など
6 保安の仕事	社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事する者をいう。 例えば、守衛、警備員、監視員、建設現場誘導員など
7 生産工程の仕事	生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事する者をいう。 例えば、生産設備制御・監視員、機械組立設備制御・監視員、製品製造・加工処理工、機械組立工、機械修理工、自動車整備工、製品検査工など
8 輸送・機械運転の仕事	機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに位置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者をいう。 例えば、電車運転士、バス運転者、営業用乗用自動車運転者、貨物自動車運転者、船長、航海士・運航士、水先人、船舶機関長・機関士、航空機操縦士など
9 建設・採掘の仕事	建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事する者をいう。(ただし、建設機械を操作する仕事に従事する者は「輸送・機械運転の仕事」となる。) 例えば、型枠大工、とび職、鉄筋工、大工、れんが積工、ブロック積工、タイル張工、屋根ふき工、左官、畳工、配管工、送電線電工、外線電工、通信線架線工、電信機据付工、電気工事従事者、土木従事者、坑内採鉱員、石切工、砂利採取員など
10 運搬・清掃・包装等の仕事	主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事する者をいう。 例えば、郵便・電報外務員、船内・沿岸荷役従事者、陸上荷役・運搬従事者、倉庫現場員、配達員、荷造工、清掃従事者、包装工など
11 その他の仕事	農・林・漁業の従事者及び上記以外の職種に従事する者をいう。

職種分類表は、日本標準職業分類(平成21年12月統計基準設定)に基づいている。